

議案第15号

三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の115」に改める。

（三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和44年三朝町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の120に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例」を「100分の115に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例」に改める。

（国民宿舎三朝温泉会館館長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 国民宿舎三朝温泉会館館長の給与及び旅費に関する条例（平成6年三朝

町条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名中「国民宿舎三朝温泉会館館長」を「三朝町営国民宿舎事業管理者」に改める。

第1条中「国民宿舎三朝温泉会館館長(以下「館長」という。)」を「三朝町営国民宿舎事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第2条及び第3条の規定中「館長」を「管理者」に改める。

第4条中「館長」を「管理者」に、「100分の120に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例」を「100分の115に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例」に改める。

第5条及び第6条の規定中「館長」を「管理者」に改める。

(三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(期末手当)

第5条 議長等の期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。